

■ 18. 児童扶養手当支給事業

(児童福祉・青少年課 ひとり親家庭支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	1,143,854	1,085,070	58,784	
令和2年度	895,282	1,105,911	△210,629	
令和3年度	867,501	935,540	△68,039	

当初予算が令和元年度 1,143,854 千円から令和2年度 895,282 千円に下がった理由は、児童扶養手当法の改正により、令和元年11月分の児童扶養手当から、支払回数が「4か月分ずつ年3回」から「2か月分ずつ年6回」に変更されたことによる。移行期間中であった令和元年度は、年度内に15か月分の児童扶養手当を支給することとなったため、予算額が大きくなった。令和2年度からは12か月分に戻ったため、予算額は減少した。

令和2年度において、決算額が当初予算額よりも大幅に増加した理由は、主に、ひとり親世帯臨時特別給付金(6月補正。235,392千円増額。)の影響である。

令和3年度の増減の主な内容は、以下のとおりである。

- ・子育て世帯生活支援特別給付金(2月補正。130,005千円増額。)
- ・児童扶養手当(2月補正。27,136千円減額。)
- ・児童扶養手当(3月専決。32,300千円減額。)

(2) 事業目的

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度である。

なお、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給した。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童扶養手当法
	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱
	群馬県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱

(4) 事業計画及び内容

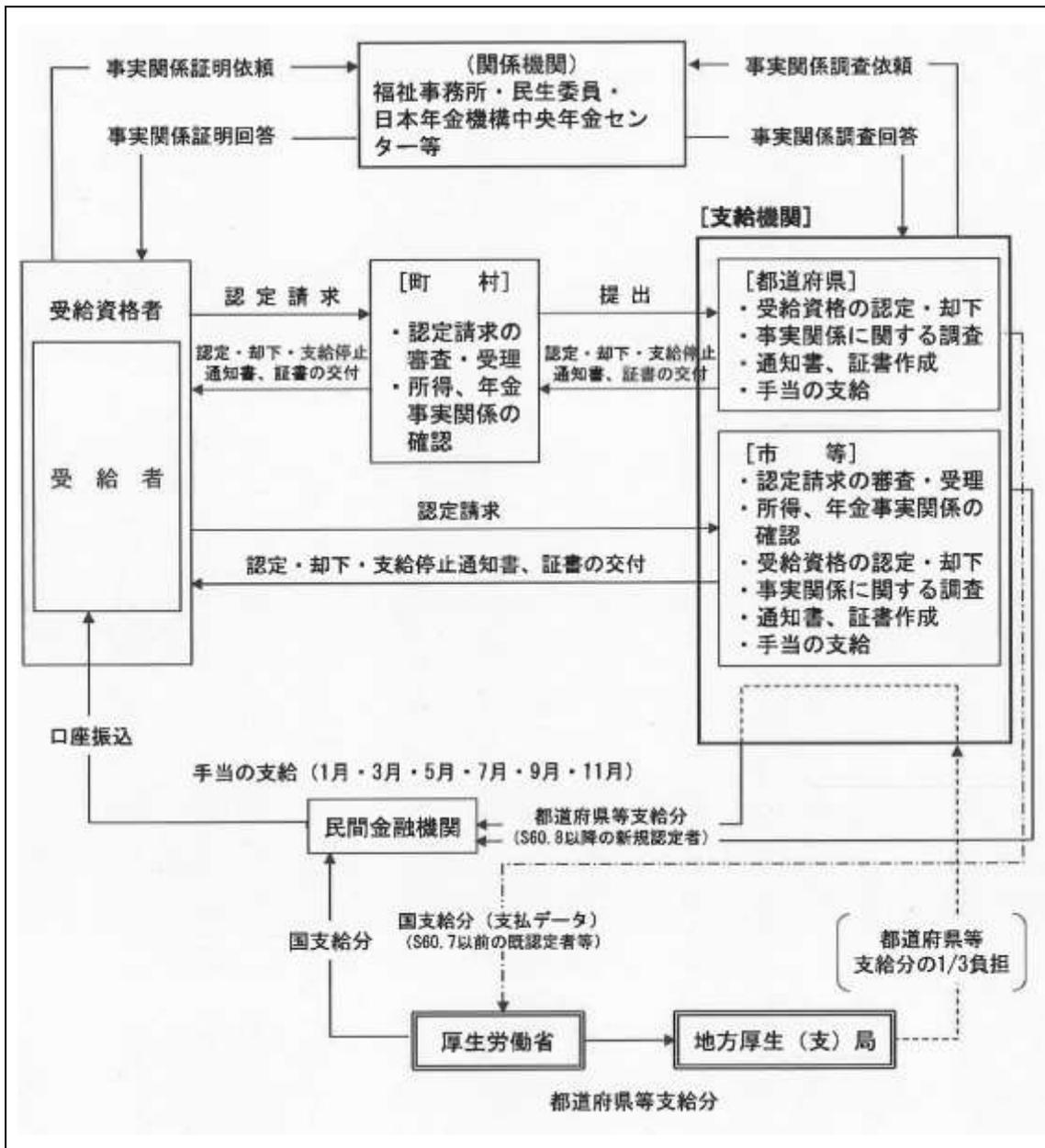
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定程度の重度の障害を有する場合は20歳未満）を監護しているひとり親に対し、生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する（所得制限あり。）。

手当額（月額）は、以下のとおりである。

（単位：円）

	全部支給	一部支給
第1子	43,160	43,150～10,180
第2子加算	10,190	10,180～5,100
第3子以降加算	6,110	6,100～3,060

児童扶養手当支給認定事務の流れは、以下のとおりである。受給者との直接のやり取りは、町村が行っている。



(5) 財源 (令和3年度当初予算)

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
287,298 (33%)	0 (0%)	0 (0%)	580,203 (67%)	867,501 (100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
職員手当等	375	時間外手当（低所得ひとり親世帯給付金に係るもの）
需用費	6	トナー代（低所得ひとり親世帯給付金に係るもの）
役務費	186	振込手数料（低所得ひとり親世帯給付金に係るもの）
委託料	5,637	児童扶養手当システム委託料
使賃料	388	児童扶養手当システムに係る端末等賃借料
負担金補助 及び交付金	37	事務費補助（低所得ひとり親世帯給付金に係るもの）
扶助費	928,591	児童扶養手当給付費
償還金利子 及び割引料	320	前年度の低所得ひとり親世帯給付金の給付額確定に伴う国に対する返還金
合計	935,540	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務電算処理委託	随意契約	7,657
児童扶養手当制度改正に係る電子計算組織処理システム改修業務委託	随意契約	2,365
子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務に係る電子計算組織処理運用業務委託	随意契約	825

(8) 補助金の内容

(単位:千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
群馬県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給に係る事務費補助金	県内町村	37

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：児童扶養手当支給事業

事業内容	離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立の促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する。
令和3年度事業実績	年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）に分け、2か月分ずつを支給した。児童1人の場合の1か月分の児童扶養手当の金額は、43,160円～10,180円である（支給額は受給者の収入により異なる。）。 令和4年3月末日時点の受給者数は、1,576人である。
実績額（千円）	801,942

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

他の地方自治体においては、児童扶養手当の各種申請・届出手続に関し、以下のような参考となる事例等がある。

○千葉県松戸市

児童扶養手当に関する各種申請・届出手続が、全て郵送で手続可能とされており、手続の一部については電子申請で24時間・365日申請可能とされている（ただし、児童扶養手当の認定請求自体は電子申請の対象とはなっていない）。電子申請は、千葉県が運用している「ちば電子申請サービス」を利用している。

郵送での対応は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための限定的、かつ、一時的な対応で、後日来庁や電話による面談を受ける必要があるとのことであるが、児童扶養手当の支給が「受給資格者が…認定の請求をした日の属する月の翌月」から始まることとされている（児童手当法第7条第1項）ことを考慮して申請日を確保するためのものであり（松戸市ホームページより）、即座に来庁することができない受給資格者のことを第一に考えた画期的な取組といえる。

○岩手県花巻市

政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を利用して、児童扶養手当の認定請求が電子申請により可能とされている。

別途、原本の提出が必要な書類や、窓口や電話等による聞き取りが必要な場合があり、必要な書類が全て提出されるまで申請受付が完了しないとのことである。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）各種申請・届出手続の電子化について（意見 21）

児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手続の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手続の電子化をより一層推進していくべきである。

（現状及び問題点）

他の地方自治体においては、児童扶養手当の各種申請・届出手続に関し、自治体の独自の電子申請サービスや、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」を利用するなどして、デジタル技術を活用した申請・届出手続制度が導入されている。

しかしながら、県が受給資格の認定・却下手続、事実関係に関する調査を行うこととされている各種申請・届出手続については、申請・届出には紙媒体が多く用いられており、県の業務プロセス改革課が主導して電子申請の導入を推進してはいるものの、一部の町村を除いては電子申請の制度は導入されていない。

児童扶養手当の受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までの間に、「現況届」を提出しなければならないこととされている。児童扶養手当の受給資格者は主にひとり親で、もともと収入が比較的低い家庭が多いと考えられるところ、役所等が開設している時間帯に仕事を休むなどして書類を提出しに行くことは、受給資格者にとって負担となるものと思われる。現況の確認等、書類提出後に窓口による聞き取りが生ずるが、書類の提出だけでも電子で行うことができれば、時間も短縮でき、かつ、手続がスムーズに進むものと考えられる。

また、県は、町村が受付けた認定請求書類等の提出を受け、認定・調査する権限を担っているが、紙媒体ではなく電子媒体での手続を導入することで、今後、将来的に、町村から県に対する提出手続等の効率化を図ることができる可能性もあるものと思われる。

特に、児童扶養手当の現況届の事前送信は、政府作成のデジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定された「特に国民の利便性向上に資する手続」一覧に掲げられている手

続の一つでもある。

各種申請・届出手続の電子化は、受給資格者からの申請・届出等を直接受領する町村が進めるべきものではあるが、町村によって行政サービスに大きな差が生じないようにするためには、県が主導して電子申請サービスを導入すべき必要性もあると考える。

(改善策)

児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手續の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手續の電子化をより一層推進していくべきである。

(2) 委託契約締結における見積り合わせの実施について (意見 22)

専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一回程度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討すべきである。

(現状及び問題点)

児童扶養手当事業においては、令和3年度内に3件の委託契約(変更契約を含む)を締結しているが、その全てが一者のみ随意契約により契約が締結されている。

競争入札や見積り合せ等を実施できないのは、以下の理由により、契約の相手方が特定されるためとされている。

① 委託契約1について

- ・契約指名人は平成6年度から県が導入している現行の児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務に掛かる電子計算処理システム開発を行っており、現行システムに特段の問題がないことから、継続して使用することが経済的に最も合理的である。
- ・契約指名人は、本業務の端末処理の保守管理においても実績がある。
- ・契約指名人は、昭和42年1月の設立以来、他都県においても当業務及び他の公共部門のシステム開発・サポートに実績をあげている。

② 委託契約2・3について

- ・指名人には県が導入している現行の児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給事務に係る電子計算組織処理運用業務を委託しており、システム作成及び回収並びに運用業務を円滑に進めるため、また、経済的な面からも合理的である。

確かに、専門性のあるシステムの運用・作成等について、同一のシステム開発業者に継

続的に委託することに合理性があることは否定し得ない。

しかしながら、それを前提とすると、同じシステムの運用を継続する限り、永続的に、同じ会社への一者随意契約での委託契約締結を許容することとなってしまう。そのような事態が許容されることとなれば、システム導入後の運用・保守・改修等での利益を見込んだ業者が、システム導入時点における委託料のみ他社よりも低い価格を提示して委託契約を締結するといった事態が生ずることにもなりかねない（システム導入時点において、今後長期間継続的に同じ業者に運用・保守・改修等を委託することを前提として導入を決定することも考えられるが、仮にそうであるとしても、導入時に提示等された価格等がどこまで保証されるのか否かは不透明である。）。

また、児童扶養手当は、法律に基づき、全国的に支給されているものであるところ、児童扶養手当の支給事務に掛かる電子計算処理システム等の開発・作成を行うことができる事業者が、全国に一者のみしかないものとはおよそ考えられない。

さらに、1つの特定の民間企業への委託を続けることのリスクもある。特定の一者のみにしかシステムの運用等を任せずにいけば、その企業の経営が立ち行かなくなると同時に同システムの運用が困難となってしまうという事態が生じかねない。

なお、当該事業のシステムに関しては、令和7年度までに、国が示す標準仕様書に適合した標準準拠システムを使用する必要があるところ、現在の委託先は標準準拠システムを開発しないことを表明しているため、令和8年度からは委託先を変更することとなるが、その際はプロポーザル方式で委託先を選定する予定とのことである。

(改善策)

専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討するべきである。

■ 19. 青少年育成推進事業

(児童福祉・青少年課 青少年育成係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	28,435	25,233	3,202	
令和2年度	25,007	22,288	2,719	
令和3年度	24,824	22,543	2,281	

(2) 事業目的

家庭、学校、地域社会及び関係団体等と連携し、広く県民が参加する青少年健全育成運動を実施する。

不登校やひきこもり等、困難を抱える子ども・若者を支援するため、県子ども・若者支援協議会を運営し、構成機関と連携して相談等に応じる。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法
	いじめ防止対策推進法第30条、第31条
	群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例第12条

(4) 事業計画及び内容

- ① 青少年育成大会 1,130千円
少年の主張群馬県大会、「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール、群馬県青少年顕彰、群馬県青少年健全育成功労者表彰を実施
- ② 県民運動推進指導 2,602千円
群馬県青少年育成推進会議の行う事業に要する経費の一部補助等
- ③ 青少年育成総合推進 4,356千円
青少年健全育成のため市町村等が行う事業に要する経費の一部補助
- ④ 青少年育成コーディネーター設置 8,644千円
各教育事務所にコーディネーターを設置し、地域における活動を推進
- ⑤ 子ども・若者計画推進 6,626千円
んま子ども・若者未来ビジョン2020の推進、子ども・若者支援協議会の運営、高校中退者等訪問支援事業を実施

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
(%)	57(0%)	(%)	24,767(100%)	24,824(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	7,086	青少年育成コーディネーター報酬等
職員手当等	1,488	
共済費	1,393	
報償費	241	
旅費	283	
需用費	1,625	消耗品、受賞盾等
役務費	151	
委託料	3,497	高校中退者等訪問支援事業
使用料及び賃借料	83	会場使用料
負担金補助及び交付金	6,696	青少年育成県民運動推進事業補助、青少年育成総合推進事業補助等
合計	22,543	

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
高校中退者等訪問支援事業	随意契約	3,497

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
群馬県青少年育成県民運動推進事業補助金	群馬県青少年育成 推進会議	2,500
青少年育成総合推進事業補助金	全市町村	4,122
群馬県青少年団体補助金	群馬県青少年団体 連絡協議会	74

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：いじめ再調査委員会の運営

事業内容	外部有識者で組織する「群馬県いじめ再調査委員会」を運営し、公正中立、かつ、適切な再調査を実施する。
令和3年度事業実績	令和3年度は6回開催した。令和4年度も継続して実施予定。
実績額（千円）	420

○事業名：高校中退者等訪問支援事業

事業内容	群馬県子ども・若者支援協議会に支援を希望した高校中退者及び中卒進路未決定者のうち、伴走支援が必要な者に対して、県が委託する団体の支援員を派遣し、訪問等の支援を実施する。
令和3年度事業実績	同意書の提出があった高校中退者及び中卒進路未決定者のうち必要がある者について寄り添い型訪問支援を行い、就労や再学習に繋げた。
実績額（千円）	3,497（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：子ども・若者支援協議会（高校中退者等訪問支援事業）

事業内容	高校中退者や中卒進路未決定者に対して、就労や再学習への支援につながることを目的とした寄り添い型の支援を行う。
令和3年度事業実績	高校中退者等訪問支援事業と同じ。
実績額（千円）	3,497（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：子ども・若者計画推進

事業内容	子ども・若者育成支援に総合的に取り組むとともに、困難を抱える子ども・若者を支援する協議会の運営や、青少年相談担当者の人材育成、高校中退者及び中卒進路未決定者の就労・再学習に向けた伴走支援を実施する。
令和3年度事業実績	子ども・若者支援協議会の会議を书面開催し、青少年相談担当者の人材育成のための研修を2回行い、高校中退者及び中卒進路未決定者の就労・再学習に向けた伴走支援を実施した。
実績額（千円）	6,131 （高校中退者等訪問支援事業、子ども・若者支援協議会（高校中退者等訪問支援事業）、（相談支援に係る人材育成に関する取組）、（関係機関との情報共有に関する取組）を含んだ金額）

○事業名：子ども・若者支援協議会（相談支援に係る人材育成に関する取組）

事業内容	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援する相談支援者等に対する資質向上を目指した研修会を実施する。
令和3年度事業実績	県・市町村、学校関係者、民間支援団体等を対象に2回開催した。 7月 コスメニスト千代田町プラザ 12月 県公社総合ビル
実績額（千円）	137（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：子ども・若者支援協議会（関係機関との情報共有に関する取組）

事業内容	ニート、ひきこもり、不登校、高校中退、貧困など子ども・若者が抱える問題が深刻化しており、従来の個別分野における縦割りの対応では限界が生じている中で、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進し、各機関における情報共有を図る。
令和3年度事業実績	以下の会議・研修会を開催し、関係機関間の情報共有を図った。 7月 子ども・若者支援協議会代表者会議（書面開催） 7月 研修会（場所：コスメニスト千代田町プラザ） 10月 子ども・若者支援協議会実務担当者会議（書面開催） 12月 研修会（場所：県公社総合ビル）
実績額（千円）	2,634（子ども・若者計画推進事業の内訳）

○事業名：「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール

事業内容	毎月第1土曜日を「少年の日」、第1日曜日を「家庭の日」と定め、青少年の健全育成のための県民運動を推進する。
令和3年度事業実績	・絵画・ポスターの部と標語の部の作品募集を行い、絵画・ポスターの部 1,244点、標語の部 6,799点の計 8,043点の応募があった。 ・12月17日～23日までの間、県庁県民ホール1階南側で作品展示を行い、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発を行った。
実績額（千円）	172（群馬県青少年育成大会の内訳）

○事業名：青少年健全育成県民運動推進事業費補助

事業内容	群馬県青少年育成推進会議が行う青少年の健全育成に必要な諸事業に対して助成し、もって青少年育成県民運動の推進を図る。
令和3年度事業実績	計 2,500千円を2回（6月、3月）に分けて交付した。
実績額（千円）	2,500

○事業名：青少年健全育成運動（三季運動）

事業内容	学校の長期休業期間を含む、夏、冬、春の三季に、健全育成運動の啓発資料を作成し、集中的に健全育成運動を展開する。
令和3年度事業実績	下記三季期間中に、啓発資料（ポスター・リーフレット）を作成・配布し、青少年の健全育成に係る啓発を行った。 夏：7月15日～8月31日 冬：12月15日～1月31日 春：3月15日～4月30日
実績額（千円）	292

○事業名：少年の主張群馬県大会

事業内容	少年（中学生）が日頃の生活を通じて感じていることや考えていることを発表する場を設け、「少年の日」の普及を図る。
令和3年度事業実績	動画審査で県大会を開催し、各市町村大会、各教育事務所ブロック大会において優秀な成績を収めた、各地区の代表者16名による発表を行った。また、16名が発表した主張については、令和4年3月に作品集を作成し、県内の小・中・高等学校等に配布を行った。
実績額（千円）	354（群馬県青少年育成大会の内訳）

○事業名：群馬県青少年育成大会

事業内容	模範とすべき青少年を顕彰し、子ども・若者の健全育成に貢献した方を表彰する。これにより、青少年健全育成に対する理解を深め、地域ぐるみの健全育成を推進し、家庭教育の向上を図る。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催しなかった。表彰式については、賞状及び記念品の送付をもって代えた。
実績額（千円）	863 （「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール）、（少年の主張群馬県大会）を含んだ金額）

○事業名：青少年総合育成推進事業

事業内容	青少年の健全育成を目指した市町村青少年育成推進員や青少年補導センターの活動との連携やその支援を行う。
令和3年度事業実績	全市町村に対し、青少年健全育成事業実施に掛かる費用を補助した。
実績額（千円）	4,122

(10) 成果指標と達成状況

① 成果指標

子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合：現状 84.3% (平成 30 年度) ⇒ 100.0% (令和 6 年度)

② 達成状況

93.8% (令和 2 年度)

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

神奈川県ではオンライン上でひきこもりについての相談や情報の入手がしやすい環境が構築されている。

県のホームページ上で「神奈川県のひきこもり支援」として「ひきこもり支援ポータルサイト」及び「LINE での相談窓口」を紹介している。

「ひきこもり支援ポータルサイト」では「LINE での相談窓口」、県と市町村の相談窓口及び県内支援団体を紹介している。また、外出のきっかけとなる地域巡回型の居場所を提供する「ひきこもり当事者のための居場所」の紹介や、支援サイト「ひき☆スタ」「親☆スタ」を紹介している。その他個別相談会やイベントやセミナー等、ひきこもりに関する各種事業が紹介されている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 20. 青少年保護指導事業

(児童福祉・青少年課青少年育成係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	5,142	3,457	1,685	
令和2年度	5,110	4,820	290	
令和3年度	5,057	2,889	2,168	

(2) 事業目的

青少年の非行防止活動を実施し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するとともに、地域環境を整備することにより、青少年を保護し、健全な育成を図る。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法
-------	---------------

(4) 事業計画及び内容

- | | |
|--|----------|
| ① 青少年健全育成審議会運営
子ども・若者計画の点検・評価、映画・図書等の有害指定 | 678 千円 |
| ② 青少年健全育成条例施行運営 | 405 千円 |
| ③ 非行防止活動 | 194 千円 |
| ④ 青少年保護育成対策推進費補助 | 100 千円 |
| ⑤ 新しい有害環境から子どもを守る取組推進
子どもたちにインターネット上の危険を広報・啓発し、被害の発生を未然に防止するため、「おぜのかみさま県民運動」を推進 | 3,680 千円 |

(5) 財源 (令和3年度当初予算)

(単位:千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,598 (51%)	(%)	(%)	2,459 (49%)	5,057 (100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	165	青少年健全育成審議会委員報酬
需用費	1,553	「おぜのかみさま」リーフレット作成等
役務費	1	
委託料	70	ぐんまちゃんイラスト作成業務
負担金補助及び交付金	1,100	新しい有害環境対策事業補助
合計	2,889	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
ぐんまちゃんイラスト作成業務委託	随意契約	70

(8) 補助金の内容

(単位:千円)

補助金の内容	交付先	令和3年度決算額
新しい有害環境対策事業補助金	特定非営利活動法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会	1,000
青少年保護育成推進事業補助金	群馬県更生保護女性連盟	100

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：新しい有害環境から子どもを守る取組推進

事業内容	携帯電話やインターネットを使った青少年の有害情報問題の普及啓発事業や知識、技能を持った団体が実施する講師派遣等に要する経費の一部を補助する。
令和3年度事業実績	NPO 法人ぐんま子どもセーフネット活動委員会の活動を支援し、経費の一部を補助した。また、令和3年10月24日に内閣府と共催して「令和3年度青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム in 群馬」を無観客で開催し、オンラインで配信した。
実績額（千円）	1,000

○事業名：「おぜのかみさま」普及啓発

事業内容	インターネットを安全・安心に利用するためのセーフネット標語「おぜのかみさま」を、学校・地域・職場で広める県民運動を推進する。
令和3年度事業実績	おぜのかみさま啓発用リーフレット、クリアファイル、ポスターを作成して各小中学校あてに配布した。また、群馬県青少年育成推進員等による口コミ活動等での啓発を行った。
実績額（千円）	1,238

○事業名：合同研修会

事業内容	群馬県青少年育成推進会議と補導センター補導員連絡協議会との共催により「困難を有する子ども・若者への支援」をテーマとした研修会を開催する。
令和3年度事業実績	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催しなかった。
実績額（千円）	—

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

警察庁のホームページに掲載されているリーフレットでは、ペアレンタルコントロール(フィルタリング等)の重要性について記載している。また、リーフレット上に、内閣府や文部科学省等のQRコードやアドレスを記載し、リーフレットから他の情報にアクセスできるようになっている。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 2 1. ぐんま学園運営事業

(ぐんま学園 総務企画係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	120,633	91,588	29,045	
令和2年度	108,091	103,432	4,659	
令和3年度	112,235	86,740	25,495	

(2) 事業目的

不良行為やぐ犯行為をなす児童、又は家庭環境等の要因により生活指導を要する児童を入所させ、児童に必要な指導と自立支援を行い、あわせて退所した者に相談その他の援助を行う。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	児童福祉法
	群馬県児童自立支援施設設置条例

(4) 事業計画及び内容

児童の生活指導、自立支援を行う施設を運営する。

- | | | |
|---|--|----------|
| ① | 会計年度任用職員の設置
入所児童の処遇のため、児童自立支援員・心理士・調理員等を配置する。 | 51,779千円 |
| ② | 児童処遇費
入所児童の生活訓練、自立支援を実施する。 | 42,647千円 |
| ③ | 学園運営費
施設運営、他施設・機関との連携等を行う。 | 14,302千円 |
| ④ | 学園施設整備費
施設の管理委託等を行う。 | 2,244千円 |
| ⑤ | 学校教育実施
施設内で公教育を実施する。 | 1,263千円 |

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
23,836(21%)	3,313(3%)	—(—%)	85,086(76%)	112,235(100%)

その他特定財源は、教食費（教職員の給食実費負担）や入所児童の世帯収入に応じた負担金などである。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
報酬	20,466	会計年度任用職員、特別職嘱託員
給料	10,775	会計年度任用職員フルタイム
職員手当等	6,492	会計年度任用職員賞与等
共済費	5,980	会計年度任用職員分
報償費	24	研修会講師
旅費	687	会計年度任用職員通勤費等
需要費	21,589	生活日用品、電気代、水道代等
役務費	777	通信費、保険料
委託料	15,313	調理業務、施設管理業務
使用料及び賃借料	116	土地賃借料
備品購入費	423	
負担金補助及び交付金	234	講習負担金等
扶助費	3,798	特別育成費、就職支度金等
公課費	66	
合計	86,740	

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
調理業務委託	一般競争入札	13,797
自家用電気工作物保安管理委託	随意契約	206
非常通報装置保守点検委託	随意契約	58
一般廃棄物収集運搬処理委託	随意契約	264
消防設備等保守点検業務委託	随意契約	132
調理棟グリストラップ清掃	随意契約	55
産廃収集運搬処理委託	随意契約	379
園内樹木の伐採委託	随意契約	297
インフルエンザワクチン接種委託	随意契約	122
合計		15,312

(8) 補助金の内容

該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：ぐんま学園運営

事業内容	不良行為をなし又はなすおそれのある児童や家庭環境その他環境上の理由により生活指導を必要とする児童を入所させ、その自立を支援する。
令和3年度事業実績	不良行為をなし又はなすおそれのある児童や家庭環境その他環境上の理由により生活指導を必要とする児童を入所させ、その自立を支援した。
実績額（千円）	86,740

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）人員体制について（意見 23）

児童自立支援施設において、入所者が安心安全な生活を送るための良好な生活環境の体制整備のため、人員体制の強化（増員）が望まれる。

（現状及び問題点）

児童自立支援施設であるぐんま学園には4つの寮が存在し、寮の運営は7名の職員により行われている。寮においては宿直を含めてローテーションにより24時間体制で職員が勤務しているが、職員の疾病等の事情により勤務できない状況が生じた場合には、寮運営に支障をきたす可能性がある。

（改善策）

職員の採用・異動による人員体制の強化（増員）が望まれる。

■ 2 2 . 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業

(児童福祉・青少年課 ひとり親家庭支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和元年度	294,762	166,016	128,746	(注)
令和2年度	395,417	395,417	0	
令和3年度	278,847	215,884	62,963	(注)

(注) 令和元年度及び令和3年度が予算未達であったのは想定より貸付金額が少なかったことによるものである。

(2) 事業目的

ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長を図り、その扶養している子どもの福祉を増進することを、事業目的としている。

(3) 根拠法令等

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令

(4) 事業計画及び内容

母子家庭等の母等が就職に必要な技能や資格などを身につけるための技能習得資金や、扶養する子どもが高校や大学等に修学するときに必要な修学資金等を、それぞれの目的に応じて貸し付ける制度である。

母子家庭等の母等に貸し付けることができる資金の種類は、法律及び政令に定められている(母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、同法第31条の6、同法第32条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第3条、同法第31条、同法第33条)。

県が貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額の2倍に相当する金額については、当該繰入が行われる年度において、国が県に無利子で貸し付けることとされている(母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第1項)。

貸付金の種類は、以下の 12 種類である。なお、一番件数が多いのは、修学資金貸付である。

資金の種類	資金の用途	貸付対象	令和3年度 新規申込数
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	母・父・寡婦 母子・福祉団体	—
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品材料等を購入する運転資金	母・父・寡婦 母子・福祉団体	—
修学資金	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	20
技能習得資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（洋裁、タイプ等）、高等学校に就学する場合の就学及び入学に必要な資金	母・父・寡婦	1
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	母子家庭の児童・父子家庭の児童・寡婦が扶養する子、父母のない児童	2
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	母子家庭の母又は児童、父子家庭の父又は児童、寡婦 父母のない児童	—
医療介護資金	医療（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金 介護（当該介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるため等に必要な資金	医療について：母子家庭の母又は児童・父子家庭の父 又は児童、寡婦 介護について：母・父・寡婦	—

生活資金	知識技能を習得している間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金、医療若しくは介護を受けている間の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金、母子家庭若しくは父子家庭になって間もない（7年未満）母又は父の生活を安定継続する間（生活安定期間）に必要な生活補給資金、失業中における生活の安定と再就職活動の促進を図るために必要な生活補給資金	母・父・寡婦	1
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し又は増築するのに必要な資金	母・父・寡婦	—
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	母・父・寡婦	2
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童	16
結婚資金	母子家庭の母若しくは父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	母・父・寡婦	—

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

繰越金	貸付金元利収入	預金利子	雑入	合計
160,737(58%)	118,033(42%)	33(0%)	44(0%)	278,847(100%)

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

節	令和3年度決算額	主な内容
役務費	38	通信費
貸付金	57,891	母子父子寡婦福祉資金貸付金
償還金	103,718	国への償還金
繰出金	54,237	一般会計への繰出金
合計	215,884	

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

委託事業の内容	委託方法	令和3年度決算額
母子寡婦福祉資金貸付償還業務委託 各種帳票出力、口座振替データの入出力、サーバーとホストとのデータ交換、財務システムデータの取り込み、システムの保守管理業務	随意契約	6,169
母子父子寡婦福祉資金未回収金回収業務委託	公募型プロポーザル	651 (回収額の18%)

(8) 補助金の内容

該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名: 母子父子寡婦福祉貸付金事業

事業内容	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方などの経済的自立の支援や、子どもの福祉の増進を図るため、子どもの修学や進学のための資金や、住宅の建設、補修等のための資金等12種類の資金の貸付を行う。
令和3年度事業実績	随時、ひとり親家庭等の相談に応じ、貸付を行った。
実績額(千円)	215,884

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）時効期間満了後の債権管理について（意見 24）

消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。

（現状及び問題点）

母子父子寡婦福祉資金貸付金債権の回収業務は、一部、債権回収業者に委託した上で行われている。令和3年度においては、合計133件の債権（債務者数は76人）が、債権回収業者に委託された。

監査時にこれらの債権につき確認したところ、債務者による最新納入日が10年以上前のものが多数存在していた。最も古いものは約40年前の昭和58年2月28日が最新納入日であった。県の担当課に確認したところによれば、債権回収業者に委託する債権の選定は各保健福祉事務所に一任しているとのことであった。

同債権は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく契約によって生じる私債権であるところ、その消滅時効期間は、以下のとおりである（民法第166条第1項、民法附則（平成29年6月2日法律第44号）第10条第4項、旧民法第167条第1項）。

令和2年3月31日までに発生した債権	権利を行使することができるときから10年
令和2年4月1日以降に発生した債権	権利を行使することができることを知ったときから5年
	権利を行使することができるときから10年

そして、債務者による最新納入日が10年以上前の債権の消滅時効期間は10年であるものと考えられる。

消滅時効期間が満了しても、債務者等当事者からの援用がなされない限り債権は消滅しないため、債務者に対して任意の弁済を求めることは可能ではある。しかし、当該貸付は、もともと、子どもの修学資金等を捻出することが困難な者等、十分な資力

のない者に対して行われるものであるため、長期間にわたって支払不能となっている貸付債権については、債務者等当事者の事情を踏まえ、行政が福祉的な観点から当事者と話し合いをしたり、不納欠損処理を検討したりすべき場合もあるものと考えられる。

また、消滅時効期間がすでに経過している債権が完済される見込みはそもそも乏しいと考えられるが、そのような債権に今後も長期間にわたって債権管理のためのコストを掛けることは、費用対効果の観点からしても妥当ではない（債権回収業者に支払う委託料は債権回収額の 18%とされているため、委託した債権につき回収が図られなかった場合には委託料は発生しないが、管理を行う県の職員の人件費、督促状等を発送するための通信費等のコストは確実に発生するものと思われる。）。

なお、消滅時効期間満了後の債権管理方法については、平成 30 年度の包括外部監査においても、意見として出されていたところである。

(改善策)

消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には、債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。

(2) 債権回収業者に委託する未収金債権の選定について（意見 25）

外部の債権回収業者に債権回収業務を委託する債権の選定にあたっては、各保健福祉事務所が県の定めるいずれの選定基準に基づき、どのような理由で選定したのかを県の担当課において確認できる仕組みを作るべきである。また、選定の統一性を図るため、県が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、県内各地の保健福祉事務所にフィードバックすべきである。

(現状及び問題点)

母子父子寡婦福祉資金貸付金債権の回収業務は、県内の各保健福祉事務所が主体となっていて行っているが、その業務の一部は外部の債権回収業者に委託されている。

委託する債権の選定基準としては、以下のような基準が設けられている。

次の（１）又は（２）の要件に該当する者。

- （１）債権の償還期の始期が 1 年以上前、かつ、過去 1 年以上返済がない者
- （２）（１）の要件に該当しないが、各保健福祉事務所の判断で対象とした者

このように、一定の基準は設けられているが、債権の選定は原則的には各保健福祉

事務所の裁量に委ねられている。そして、令和3年度においては、合計133件の債権（債務者数は76人）が債権回収業者に委託されたが、保健福祉事務所ごとの件数は大きく異なっており、40件以上の債権を選定しているところもあれば、1件も委託に回していない保健福祉事務所もあった。また、現在、各保健福祉事務所が選定基準（1）・（2）のうちのいずれの基準に基づいて選定したのかについては、県として把握していないとのことであり、かつ、各保健福祉事務所は他の保健福祉事務所がどのような基準や理由に基づいて対象を選定しているかを知らないとのことであった。

債権回収業者から手紙や電話等により連絡が来ることは、債務者等当事者にとって負担となることである。

各保健福祉事務所の担当者が債務者等当事者の事情を踏まえて債権の選定をすることには合理性があるといえるが、公平の観点からすれば、選定はできる限り統一させる必要がある。

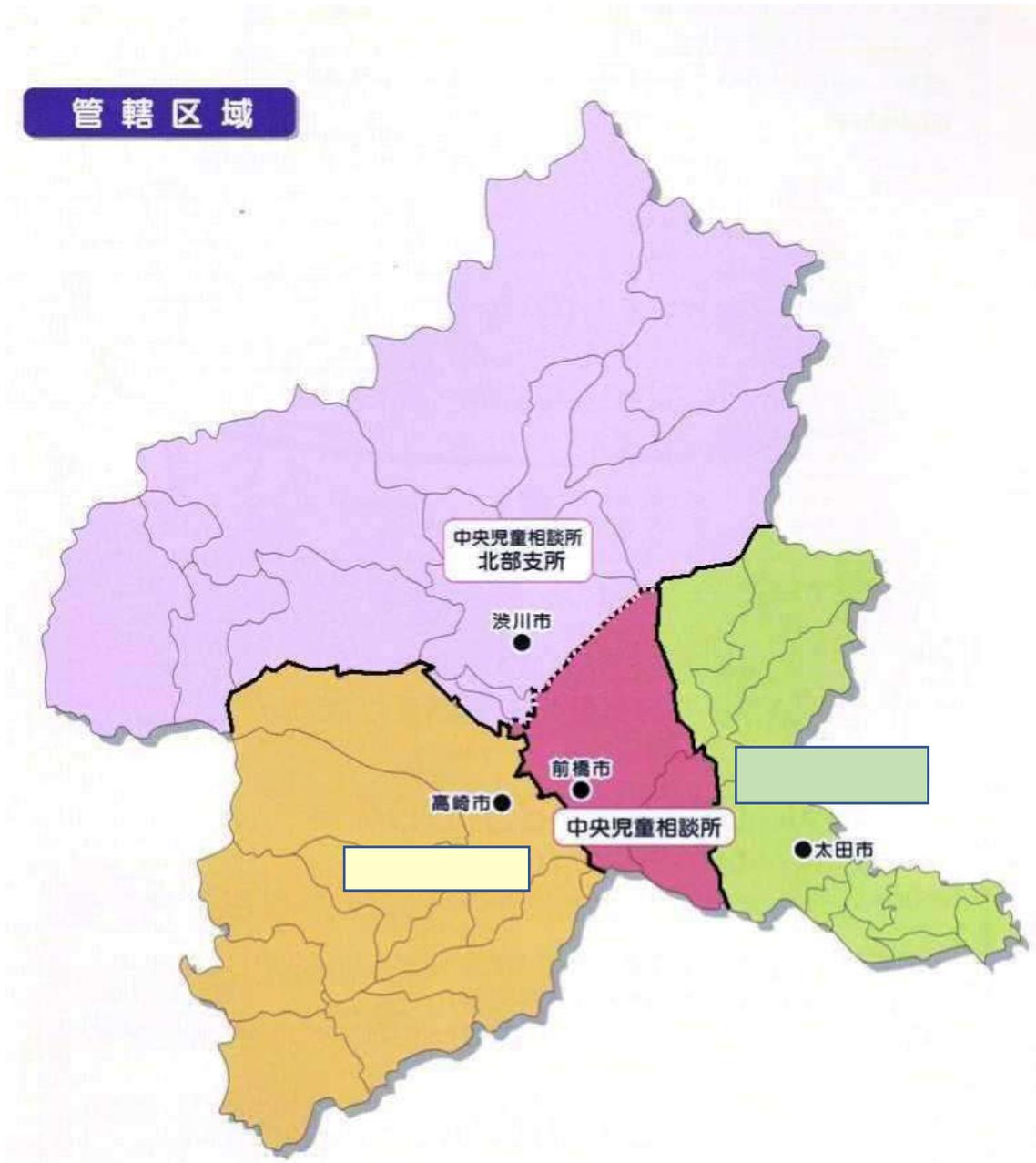
（改善策）

外部の債権回収業者に債権回収業務を委託する債権の選定にあたっては、各保健福祉事務所が県の定めるいずれの選定基準に基づき、どのような理由で選定したのかを県の担当課において確認できる仕組みを作るべきである。また、選定の統一性を図るため、県が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、県内各地の保健福祉事務所にフィードバックすべきである。

■ 2 3. 中央児童相談所

1. 中央児童相談所の概要

(1) 所管区域等



所在地：前橋市中町 360 番地の 1

(中央児童相談所北部支所：渋川市金井 394 (渋川保健福祉事務所内))

所管区域の概要：

	対象面積	総人口	児童人口
令和元年度	3,809K m ²	821 千人	120 千人
令和 2 年度	3,809K m ²	819 千人	116 千人
令和 3 年度	3,809K m ²	814 千人	113 千人

主な所管区域は前橋市、伊勢崎市、玉村町であり県の北部地域（渋川市、沼田市等）は渋川市に設置されている北部支所が所管している。

(2) 施設概要（北部支所は除く）

	面積	備考
敷地面積	9,648 m ²	
建物		
本館	1,041 m ²	2 階建
一時保護所（幼児棟）	298 m ²	平屋建
一時保護所（学齢児棟）	1,555 m ²	2 階建

(3) 職員構成など

職員数	派遣職員等	会計年度 任用職員	特別嘱託職員
66 名	1 名	88 名	14 名

中央児童相談所（所長 1 名）			
次長 1 名	企画調整係長 1 名	係員 17 名	庶務事務 2 名 子育て相談員 1 名 電話相談員 12 名 LINE 相談員 1 名 事務補助 1 名
	家庭支援第一係長 1 名	係員 6 名	児童福祉司等 5 名 子育て相談員 1 名
	家庭支援第二係長 1 名	係員 5 名	児童福祉司等 5 名

	施設里親支援係長 1名	係員 6名	児童福祉司等 5名 里親委託等推進員 1名
	虐待対応係長 1名	係員 11名	児童福祉司等 6名 警察官 1名 保健師 1名 虐待対応スーパーバイザー 1名 児童福祉司等サポート職員 1名 弁護士（特別嘱託） 1名
	発達支援係長 1名	係員 17名	児童心理司 9名 精神科医（特別嘱託） 8名
次長 1名	男児保護係長 1名	係員 10名	教諭 1名 児童指導員 7名 指導員 1名 内科医（特別嘱託） 1名
	女児保護係長 1名	係員 10名	教諭 1名 児童指導員 5名 看護師 1名 保育士 1名 児童心理司 1名 指導員 1名
	幼児保護係長 1名	係員 9名	児童指導員 6名 保育士 2名 指導員 1名
北部支所長 1名	北部家庭支援係長 1名	係員 6名	児童福祉司 4名 保健師 1名 児童家庭相談アドバイザー 1名
	北部虐待対応係長 1名	係員 4名	児童福祉司 3名 児童福祉司等サポート職員 1名
	北部発達支援係長 1名	係員 8名	児童心理司 3名 精神科医（特別嘱託） 1名 小児科医（特別嘱託） 4名

(4) 児童相談所で把握している現状での問題点及び重点施策
 (令和4年度監査資料(令和4年9月30日現在)より抜粋)

【問題点】	
①	社会の雇用状況・経済状況の悪化の影響を受けた養護的な問題、脆弱な家庭基盤から生ずる家庭内不和の問題、子ども発達障害などが複雑に絡み合った相談が多くなっている。
②	過去5年間の中央児童相談所管内における児童虐待受理件数は、平成29年度は543件、平成30年度は667件、令和元年度は770件、令和2年度は1,027件、令和3年度は909件と増加傾向にあり、県内3児相合計でも1,909件と過去2番目に高い件数となった。
③	平成17年度から市町村が児童相談窓口として新たに加わり、平成28年度には市町村は児童虐待の発生予防に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めることとされた。しかし市町村によりその組織体制も様々であることから、引き続き市町村への支援が必要である。
④	発達障害の二次障害としての不登校や非行に係る相談が増加し、学校や病院等関係機関との連携体制が求められている。

【重点施策】	
①	虐待通告に対して、迅速で的確な状況調査を実施するとともに県条例に則り24時間以内に児童の安全確認を行う。
②	児童虐待の再発防止を徹底するため、現在係わっているケースはもちろんのこと、終結したケースについても安全確認を実施する。
③	市町村の児童相談活動に対して、専門的・技術支援、専門研修の実施、要保護児童対策地域協議会運営の支援等により、後方支援の充実を図る。
④	関係機関(警察・司法、学校・保育所、医療機関等)との情報共有を勧め、連携を強化する。
⑤	群馬県社会的養育推進計画に基づき里親の新規登録を促進するとともに、訪問等で里親の養育支援を行う。
⑥	一時保護所入所児童の援助に当たっては、常に子どもの権利擁護に留意し、安心安全な環境を提供し、子どもの心身の安定化を図っていく。

(5) 過去5年間の相談種別受付状況

(令和4年版事業概要(令和3年度事業実績)の表を監査人で一部加工)

(単位:件)

相談種別	養護		保健	障害			非行	育成	その他	合計
	虐待	その他		知的障害	発達障害	その他				
29	447	1,144	219	1,021	198	91	142	1,533	844	5,639
30	531	1,524	171	1,009	181	80	172	1,459	781	5,908
31(R1)	549	1,479	144	980	178	27	131	1,194	723	5,405
R2	776	1,448	180	873	146	42	97	1,284	520	5,366
R3	701	1,042	181	1,148	173	51	121	1,881	577	5,875

養護(虐待を含む)、障害(知的障害)を中心に高止まりの状況が続いている。

なお、直近3年間の所管区域の児童人口に対する相談割合は以下のとおりである。

	児童人口①	相談数計②	②/①
令和元年度	120千人	5,405件	4.5%
令和2年度	116千人	5,366件	4.6%
令和3年度	113千人	5,875件	5.2%

児童人口に対する相談件数の比率は上昇している。

2. 監査結果(指摘又は意見)

(1) 児童福祉司配置基準の継続的な達成について(意見26)

法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について、令和4年度より経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

令和3年度末(令和4年3月31日)での法令上で求められている児童福祉司及び児童心理司の配置基準上の必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

管轄人口	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
835千人	30人	29人	△1人	14人	14人	—
経過措置	21人	29人	8人	11人	14人	3人

児童福祉法等により児童福祉司の必要人数として設けられている経過措置基準(管轄人口4万人あたり1人)は満たしているものの、令和4年度から適用となる設置基準(原則基準である管轄人口3万人あたり1人)は満たしていない。なお、児童心理司については経過措置基準及び原則基準ともに満たしている状況である。

令和4年度途中(令和4年11月1日時点)における同基準での必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

管轄人口	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
835千人	34人	28人	△6人	16人	14人	△2人
経過措置	—	—	—	11人	14人	3人

経過措置がなくなる本年度は、現状では児童福祉司の必要人数の法令基準を満たしていない状況である。

児童福祉司等の必要人数について法が設置基準を引き上げた(厳しくした)趣旨は、児童相談所へ寄せられる児童虐待相談を含め対応件数が年々増加していること及び全国的に子どもの命が奪われる重大事件が後を絶たないこと等の社会問題とそれに対する社会のニーズに応えるため児童相談所の体制を強化することである。

にもかかわらず、原則基準を満たしていない状況が今後も続くようであれば、相談内容の複雑化や相談件数の増加に相談員(児童福祉司)の対応が追いつかず利用者(相談者)に対して十分な対応ができない可能性が高いと考えられる。

(改善策)

中央児童相談所では現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が35名となる見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、福祉職採用の職員について、関係部局と協議し、採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(2) 一時保護所の定員超過について (意見 27)

男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。

中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置（開設）の働きかけや、児童養護施設等への一時保護委託、一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(現状及び問題点)

中央児童相談所に設置されている一時保護所の定員は男児棟 14 名、女児棟 14 名、幼児棟 8 名の合計 36 名となっている。令和 3 年度の一時保護所の児童受入人数の状況は以下のとおりである。

【男児棟：定員 14 名】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均	11.1 名	10.1	13	<u>14.2</u>	<u>15.8</u>	<u>14.8</u>	13.9	<u>14.9</u>	<u>16.8</u>	<u>14.5</u>	<u>16.4</u>	13.2	—
定員超過日	0	0	8	12	<u>30</u>	18	13	18	<u>31</u>	12	<u>25</u>	9	<u>176</u>

【女児棟：定員 14 名】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均	9.4 人	9.1	11.1	<u>15.9</u>	13.4	<u>14.1</u>	<u>15.5</u>	<u>15.8</u>	<u>14.1</u>	12.5	13.4	8.8	—
定員超過日	0	0	0	<u>28</u>	5	14	<u>25</u>	17	<u>20</u>	12	<u>4</u>	0	<u>125</u>

【幼児棟：定員8名】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均 人	5.7	7.2	<u>11</u>	<u>9.6</u>	<u>9.2</u>	<u>10.5</u>	4.3	<u>11.5</u>	7.5	4.8	5.3	<u>9.4</u>	—
定員 超過 日	0	5	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>21</u>	<u>24</u>	0	<u>24</u>	8	0	<u>0</u>	<u>23</u>	<u>155</u>

男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。

男児棟と女児棟は同一棟に存在しているため、壁をスライドさせるなどの対応でそれぞれのスペースを変動させる等で対応している。但し、それでも超過する場合には2人を相部屋にするなどで対応している。また、里親への一時保護委託や他の福祉施設等での一時保護を依頼するケースもある。

このような対応をしている状況ではあるが、現在（令和4年10月まで）は男児棟及び幼児棟で令和3年度よりも更に超過日数が増加している状況である。

【男児棟】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	(前年) 10月まで	増減
平均 名	8.7	12.8	<u>16.7</u>	<u>15</u>	13.7	<u>19.1</u>	<u>18.4</u>	—	—	
定員 超過 日	0	7	<u>29</u>	<u>20</u>	13	<u>29</u>	<u>28</u>	126	81	<u>45</u>

【女児棟】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	(前年) 10月まで	増減
平均 名	3.2	7.5	11.5	12.9	<u>15.3</u>	<u>15.3</u>	12.6	—	—	—
定員 超過 日	0	0	5	7	13	<u>23</u>	0	<u>48</u>	72	△24

【幼児棟】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	(前年) 10月まで	増減
平均 名	<u>11.5</u>	<u>11.7</u>	<u>8.8</u>	<u>9.4</u>	4.1	6.8	<u>9</u>	—	—	—
定員 超過 日	30	31	14	26	0	<u>4</u>	15	<u>120</u>	100	20

令和2年3月に一時保護所を併設した新たな東部児童相談所が開設されたことで令和2年度は定員超過日数が令和元年比で減少したものの令和3年度は再び増加している状況である。

一時保護所の定員が設定されているのは1人あたりの占有面積を一定化することで保護児童が快適に過ごせるようにすること、また、定員人数を基準として一時保護所の職員の配置基準を設けているのは、きめ細やかなケアができるようにするためであると考えられる。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。

(改善策)

中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置（開設）の働きかけや、一時保護を目的とする里親支援等の登録者増加の働きかけを行っていくことを今以上に行っていくべきである。

(3) 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について（意見 28）

宿直補助員としての会計年度任用職員は学生を含め多数登録（30名程度）されているものの実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に入るようするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

一時保護所では保護児童と寝食をともにするため夜間勤務の職員が存在しており、夜間は常勤職員（会計年度任用職員を含む）と宿直補助員（会計年度任用職員）の2名で対応することになる。ただし、宿直補助員はあくまで宿直の補助としての存在であるため勤務時間も以下のとおり深夜時間帯は休憩時間となっている。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時45分～6時30分	※宿直補助員のみ休憩時間

このように宿直補助員の休憩時間は就業時間ではないため当該時間帯は常勤職員（会計年度任用職員を含む）の1名で各一時保護所の業務を全て対応することになる。一時保護所の職員として児童指導員を置く必要があり、現在の配置は一保護所ごと（男児、女児、幼児）に正規職員4名と会計年度任用職員4名の合計8名としている。

しかしながら児童指導員として採用している会計年度任用職員が1年を経過せずに退職するケースがあり、退職による会計年度任用職員の欠員が生じた場合には正規職員を中心に宿直業務にあたる必要が出ている。

また、宿直補助員としての会計年度任用職員については登録制で行っている。学生を含め多数登録（30名程度）されているものの、実際にシフト勤務できるものは限られており、宿直補助のシフトが埋まらない場合がある。シフトに宿直補助員が埋まらない場合は、正規職員等の宿直勤務の職員が夜間から早朝における業務の全てを引き受けざるを得ない。

以上、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

(改善策)

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員については、シフトに確実に入るようするため時間給単価の引き上げを検討すべきである。

(4) 宿直補助員の最低賃金について（意見 29）

宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。

このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

前述したように一時保護所の宿直補助員については会計年度任用職員の採用を行っている。なお、宿直補助員に対する時間給は最低賃金（令和4年10月以降は単価895円、22時以降の深夜時間帯1.25倍の単価1,119円）となっている。

また、一時保護所の深夜帯は常勤職員1名での勤務体制となるため、宿直補助者の深夜の時間帯は休憩時間扱いとなり、当該時間帯は休憩時間であるため賃金は支給されない。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時45分～6時30分	※当該時間について宿直補助員は休憩時間となる

上記の休憩時間は業務上拘束されるものではないため自由時間であるが、実際には宿直室（仮眠室）で待機している状況が多いとのことである。

宿直補助員の登録者はある程度いるものの実際にシフトに入る宿直補助員が不足しているのは当該要因が背景の1つと考えられる。

(改善策)

一時保護所は一般的に馴染みのある職場ではないことを考慮すると、採用する際に時給を見直すこと並びに休憩時間についても就業時間としてカウント（深夜帯も2名勤務体制とする）することで今以上に宿直補助員採用が増加することに加え正規職員の負担軽減にもつながるものとする。

しかし、休憩時間を勤務時間とすると、逆に宿直補助員の応募が少なくなってしまう懸念もあることから、まずはシフトに宿直補助員が確実に入ることを優先し、宿直補助

員の時間給単価の引き上げを行うべきである。

(5) 職員の休暇取得状況について (意見 30)

労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の 25%が年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

具体的には、宿直補助員が採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

(現状及び問題点)

中央児童相談所の職員の令和 3 年度の年次有給休暇取得状況は以下のとおりである。

(単位：人)

日数	5 日未満	5 日以上 10 日未満	10 日以上 15 日未満	15 日以上 20 日未満	20 日以上	計
管理職		2	1			3
管理職以外	20	30	18	4	5	77
計	20	32	19	4	5	80
	(25%)					(100%)

原則として民間企業に適用される労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の 25%が年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

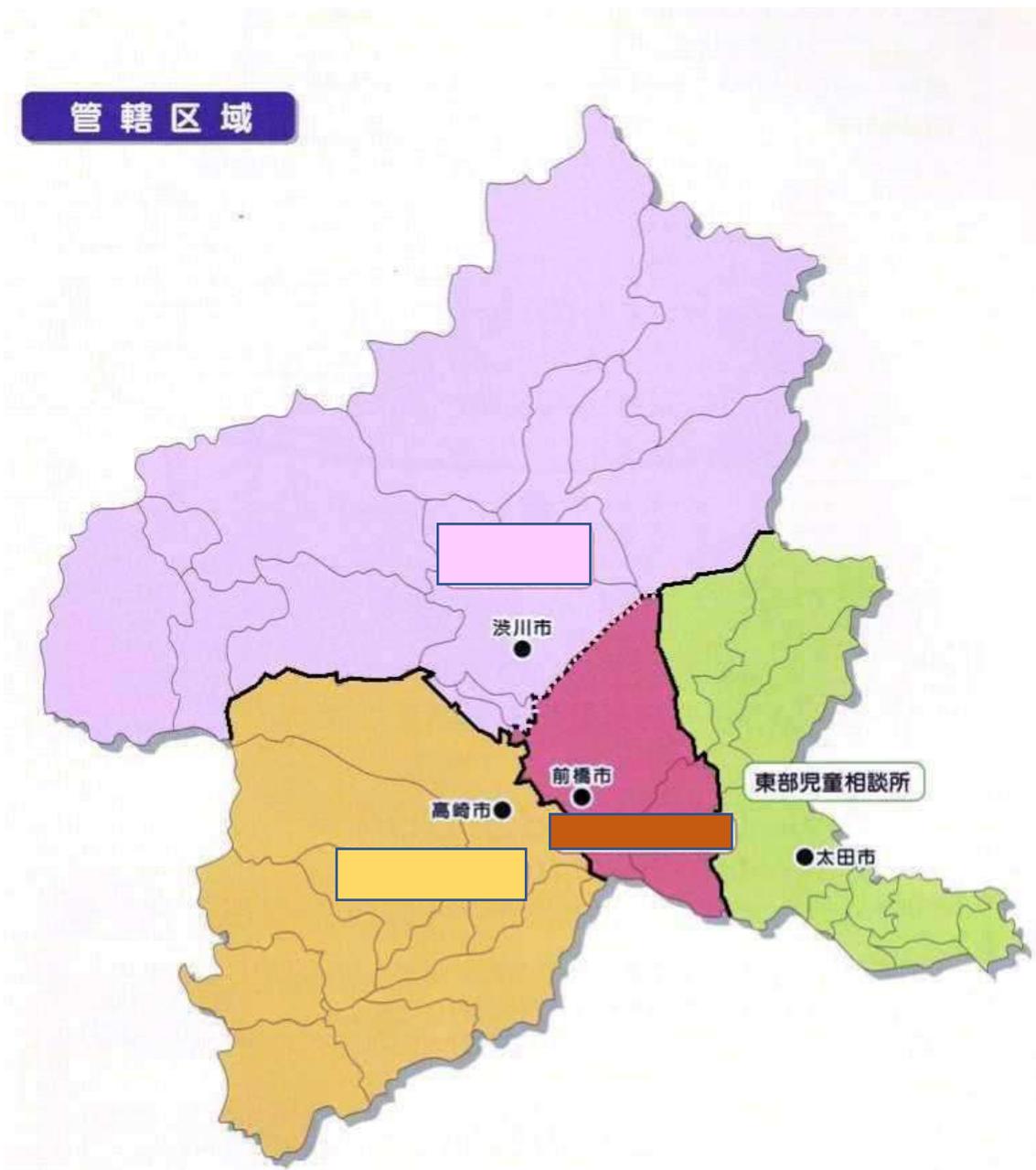
(改善策)

上述したように正規職員と会計年度任用職員の構成比を変更することや宿直補助員を採用しやすいように時間給や勤務体制の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

■ 2 4 . 東部児童相談所

1 . 東部児童相談所の概要

(1) 所管区域等



所在地：太田市新田木崎町 369 番地 5

所管区域の概要：

	対象面積	総人口	児童人口
令和元年度	851K m ²	557 千人	83 千人
令和2年度	851K m ²	557 千人	83 千人
令和3年度	851K m ²	553 千人	79 千人

主な管轄区域は太田市、桐生市、館林市であり県の東部地区全般を所管している。

(2) 施設概要

	面積	備考
敷地面積	12,684 m ²	
建物	2,756 m ²	鉄筋コンクリート2階建て

(3) 職員構成など

職員数	派遣職員等	会計年度 任用職員	特別嘱託職員
46 名	—	33 名	5 名

東部児童相談所（所長1名）			
次長 1名	家庭支援第一係長 1名	係員 6名	児童福祉司 5名 子育て相談員 1名
	家庭支援第二係長 1名	係員 6名	児童福祉司等 6名
	施設里親支援係長 1名	係員 6名	児童福祉司等 2名 庶務事務 1名 里親訪問支援員 1名 事務補助 2名
	虐待対応係長 1名	係員 11名	児童福祉司 6名 保健師 1名 子育て相談員 1名 虐待対応スーパーバイザー 1名 児童家庭相談アドバイザー 1名 弁護士（特別嘱託） 1名
	発達支援係長 1名	係員 11名	児童心理司 8名 精神科医（特別嘱託） 3名

一時保護担当 次長 1名	男児保護係長 1名	係員 10名	教諭 1名 児童指導員 6名 保育士 1名 事務補助 1名 内科・小児科医（特別囑託） 1名
	女児・幼児保護係長 1名	係員 14名	教諭 1名 児童指導員 3名 保育士 7名 看護師 1名 児童心理司 1名 事務補助 1名

(4) 児童相談所で把握している現状での問題点及び重点施策
(令和4年度監査資料(令和4年9月30日現在)より抜粋)

【問題点】	
①	相談事例の複雑化・多様化に伴う、職員の心身面でのストレス増大。
②	児童福祉法の改正による児童福祉司等の専門職の確保や職員の資質向上。
③	一時保護所の女児・幼児棟において、女児(学齢児)・幼児を受け入れている。双方の日課・対応の違いから職員への負担増。
④	児童虐待がクローズアップされる中、本来の児童相談所としての相談支援業務が後回しにされる懸念。
⑤	所管区域は企業密集地域であり、加えて埼玉県、栃木県及び茨城県に接しているため、外国籍や他県から転入の家庭が多く、世帯状況を把握することが困難なケースや、親族等からの支援が期待できないケースが増加している。
⑥	大泉町を中心に多くの外国人が居住しており、外国籍児童の虐待事案対応や療育手帳申請等に伴う心理判定が増加している。外国籍家庭への対応は、言語コミュニケーションの困難さや文化及び習慣等の違いから、通常以上に職員の労力と時間を要している。

【重点施策】	
①	児童虐待通告に対して、的確な状況調査を実施するとともに原則 24 時間以内に児童の安全確認を行う。
②	関係機関との連携・支援の充実を図り、児童虐待の早期発見と早期対応及び再発防止に努める。
③	児童の健全育成と安全確保を目的として、関係機関の協力を得ながら、児童や保護者に最も適した援助・指導を行う。
④	要保護児童対策地域協議会の活性化・対応力強化のため、運営方法や個別事例の対応策等について技術的援助・助言を行う。
⑤	里親委託率を向上させるため、登録里親の増加や委託後の支援を強化する。
⑥	一時保護所入所児童の援助に当たっては、常に子どもの権利擁護に留意し、安心安全な環境を提供し、子どもの心身の安定化を図っていく。

(5) 過去 5 年間の相談種別受付状況

(令和 4 年版事業概要 (令和 3 年度事業実績) の表を監査人で一部加工)

(単位：件)

相談種別	養護		保健	障害			非行	育成	その他	合計
	虐待	その他		知的障害	発達障害	その他				
29	359	416	6	856	163	89	66	84	55	2,094
30	386	315	4	937	214	59	82	82	100	2,179
31(R1)	594	215	2	914	209	81	73	90	100	2,278
R2	722	322	7	913	185	70	76	125	88	2,508
R3	608	506	2	1,205	189	108	64	160	64	2,906

中央児童相談所と同様であるが、養護（虐待を含む）、障害（知的障害）を中心に右肩上がりの状況となっている。

なお、直近 3 年間の所管区域の児童人口に対する相談割合は以下のとおりである。

	児童人口①	相談数計②	② / ①
令和元年度	83 千人	2,278 件	2.7%
令和 2 年度	83 千人	2,508 件	3.0%
令和 3 年度	79 千人	2,906 件	3.7%

児童人口に対する相談件数の比率は上昇している。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）児童福祉司配置基準の継続的な達成について（意見 31）

法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

（現状及び問題点）

令和3年度末（令和4年3月31日）での法令上で求められている児童福祉司及び児童心理司の配置基準上の必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

	児童福祉司			児童心理司			
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足	
管轄人口	567千人	22人	17人	△5人	10人	9人	△1人
経過措置	16人	17人	1人	7人	9人	2人	

児童福祉法等により児童福祉司の必要人数として設けられている経過措置基準（管轄人口4万人あたり1人）は満たしているものの、令和4年度から適用となる設置基準（原則基準である管轄人口3万人あたり1人）は満たしていない。なお、児童心理司についても同様の状況である。

令和4年度途中（令和4年11月1日時点）における同基準での必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

	児童福祉司			児童心理司			
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足	
管轄人口	557千人	26人	22人	△4人	13人	9人	△4人
経過措置	—	—	—	9人	9人	—	

経過措置がなくなる本年度は、現状では児童福祉司の必要人数の法令基準を満たしていない状況である。

児童福祉司等の必要人数について法が設置基準を引き下げた（厳しくした）趣旨は、児童相談所へ寄せられる児童虐待相談を含め対応件数が年々増加していること及び全国的に子どもの命が奪われる重大事件が後を絶たないこと等の社会問題とそれに対する社会のニーズに応えるため児童相談所の体制を強化することである。

にもかかわらず、原則基準を満たしていない状況が今後も続くようであれば、相談内容の複雑化や相談件数の増加に相談員（児童福祉司）の対応が追いつかず利用者（相談

者) に対して十分な対応ができない可能性が高いと考えられる。

(改善策)

東部児童相談所では現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が26名となる見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるものの、福祉職採用の職員について、関係部局と協議し、採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(2) 一時保護所の定員超過について(意見32)

平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題が発生する可能性もある。

一時保護児童の定員30名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(現状及び問題点)

東部児童相談所に設置されている一時保護所の定員は男児棟10名、女児棟10名、幼児棟10名の合計30名であるが職員の配置は一時保護児童人数20名を前提とした設置となっており、30名を前提とすると職員不足の状況にある。令和3年度の一時保護所の児童受入人数の状況は以下のとおりである。

【定員20名の場合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平均名	18.4	20.5	16.9	20.5	18.5	21.3	20.5	21.8	17.5	18.0	15.8	18.3	—
定員超過日	14	15	0	19	1	19	19	24	3	6	1	5	126

平均人数が定員超過の月が5か月あり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める

月も多い。ちなみに定員 30 名を前提にすると定員超過日数はゼロとなる。

現在（令和 4 年度 10 月まで）においても状況に大きな変化はなく令和 4 年度は夏以降超過日数が悪化している状況である。

【定員 20 名の場合】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	計	(前年) 10 月まで	増減
平均 名	17.5	15.8	<u>17.3</u>	<u>16.5</u>	22.5	<u>22.4</u>	<u>26.3</u>	—	—	
定員 超過 日	1 日	0	<u>1</u>	<u>2</u>	22	<u>17</u>	<u>28</u>	<u>71</u>	<u>87</u>	△16

一時保護所の定員が設定されているのは 1 人あたりの占有面積を一定化することで保護児童が快適に過ごせるようにすること、また、定員人数を基準として一時保護所の職員の配置基準を設けているのは、きめ細やかなケアができるようにするためであると考えられる。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。

(改善策)

一時保護児童の定員 30 名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(3) 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について（意見 33）

宿直補助員としての会計年度任用職員は登録者も少なく実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に宿直補助員が入るようにするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

一時保護所では保護児童と寝食をともにするため夜間勤務の職員が存在しており、夜間は常勤職員（会計年度任用職員を含む）と宿直補助員（会計年度任用職員）の2名で対応することになる。ただし、宿直補助員はあくまで宿直の補助としての存在であるため勤務時間も以下のとおり深夜時間帯は休憩時間となっている。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時30分～6時15分	※宿直補助員のみ休憩時間

このように宿直補助員の休憩時間は就業時間ではないため当該時間帯は常勤職員（会計年度任用職員を含む）の1名で各一時保護所の業務を全て対応することになる。一時保護所の職員として児童指導員を置く必要があり、現在の配置は一保護所ごと（男児、女児、幼児）に正規職員4名と会計年度任用職員4名の合計8名としている。

しかしながら児童指導員として採用している会計年度任用職員が1年を経過せずに退職するケースがある。退職による会計年度任用職員の欠員が生じた場合には正規職員を中心に宿直業務にあたる必要がある。

また、宿直補助員としての会計年度任用職員については登録制で行っているが、東部児童相談所での登録者は地理的な影響等もあり学生が少なく総登録人数は少ない（10名程度）。加えて実際にシフト勤務できるものは限られており宿直補助のシフトが埋まらない場合がある。シフトに宿直補助員が埋まらない場合は、正規職員等の宿直勤務の職員が夜間から早朝における業務の全てを引き受けざるを得ない。

以上、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

(改善策)

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員については、シフトに確実に入るようするため時間給単価の引き上げを検討すべきである。

(4) 宿直補助員の最低賃金について（意見 34）

宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。

このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。

(現状及び問題点)

上述したように一時保護所の宿直補助員については会計年度任用職員での採用を行っている。しかしながら、当該職員に対する時間給は最低賃金（令和4年10月以降は単価895円、22時以降の深夜時間帯1.25倍の単価1,119円）となっている。

また、一時保護所の深夜帯は常勤職員1名での勤務体制となるため、宿直補助者の深夜の時間帯は休憩時間扱いとなり、当該時間帯は休憩時間であるため賃金は支給されない。

始業	17時30分	
終業	8時00分	
休憩時間	23時30分～6時15分	※当該時間について宿直補助員は休憩時間となる

上記の休憩時間は業務上拘束されるものではないため自由時間であるが、実際には宿直室（仮眠室）で待機している状況が多いとのことである。

宿直補助員の人数の登録はある程度いるものの実際にシフトに入る宿直補助員が不足しているのは当該要因が背景の1つと考えられる。

(改善策)

一時保護所は一般的に馴染みのある職場ではないことを考慮すると、採用する際に時給を見直すこと並びに休憩時間についても就業時間としてカウント（深夜帯も補助員を含め2名勤務体制とする）することで今以上に宿直補助員採用が増加することに加え正規職員の負担軽減にもつながるものとする。

しかし、休憩時間を勤務時間とすると、逆に宿直補助員の応募が少なくなってしまう懸念もあることから、シフトに宿直補助員が確実に入ること優先し、まずは宿直補助員

の時間給単価の引き上げを行うべきである。

(5) 職員の休暇取得状況について (意見 35)

労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の約 2 割が年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

(現状及び問題点)

東部児童相談所の職員の令和 3 年度の年次有給休暇取得状況は以下のとおりである。

(単位：人)

日数	5 日未満	5 日以上 10 日未満	10 日以上 15 日未満	15 日以上 20 日未満	20 日以上	計
管理職	1	1	—	—	—	2
管理職以外	4	12	8	4	—	28
計	5	13	8	4	5	30
	(17%)					(100%)

原則として民間企業に適用される労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の 2 割近くが年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

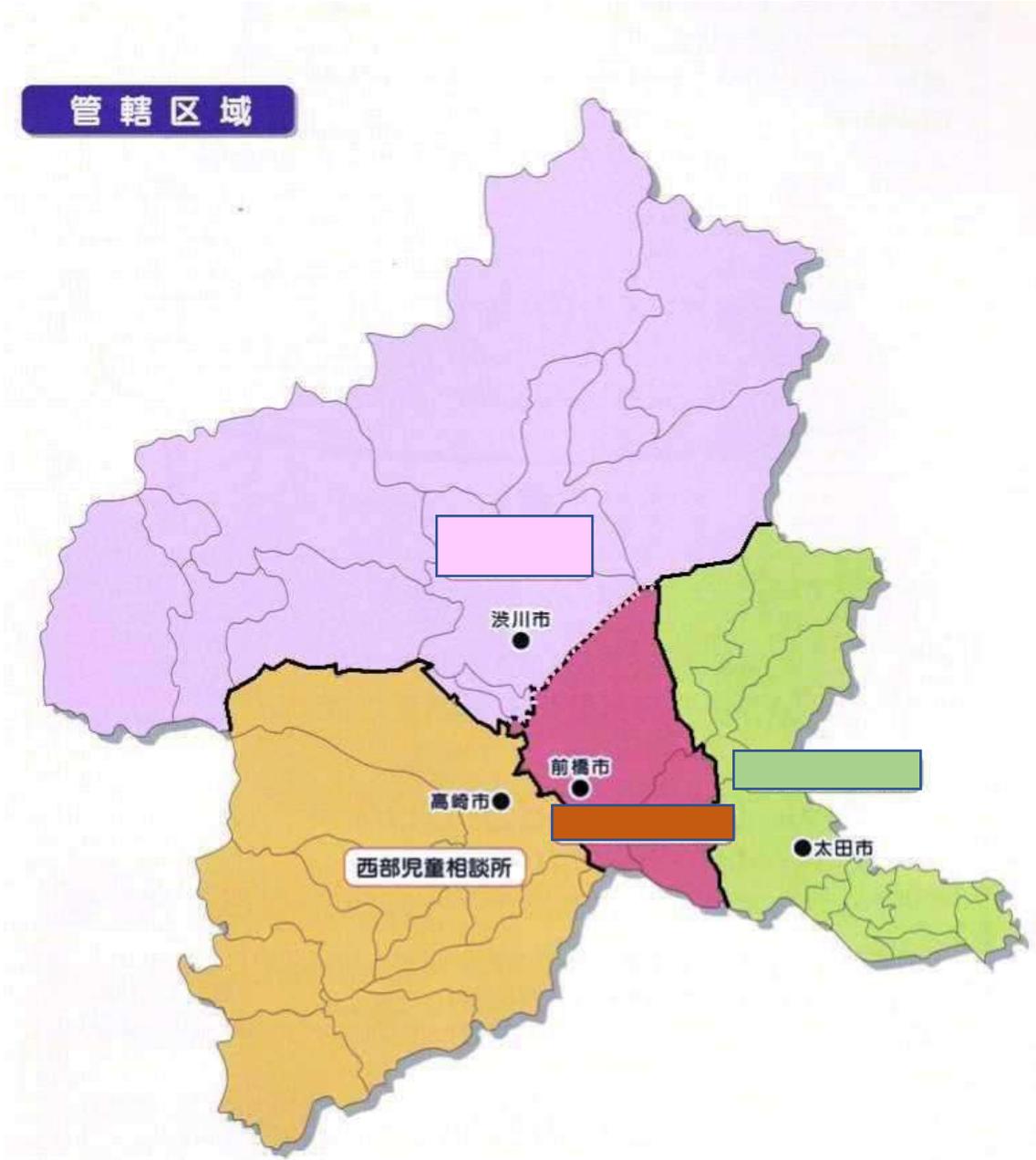
(改善策)

上述したように正規職員と会計年度任用職員の構成比を変更することや宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

■ 2 5 . 西部児童相談所

1 . 西部児童相談所の概要

(1) 所管区域等



所在地：高崎市高松町 6 番地

所管区域の概要：

	対象面積	総人口	児童人口
令和元年度	1,700K m ²	559 千人	82 千人
令和2年度	1,700K m ²	559 千人	82 千人
令和3年度	1,700K m ²	558 千人	79 千人

主な所管区域は高崎市、藤岡市、富岡市、安中市であり県の西部地区全般を所管している。

(2) 施設概要

	面積	備考
敷地面積	3,365 m ²	
建物	1,509 m ²	鉄筋コンクリート3階建て

(3) 職員構成など

職員数	派遣職員等	会計年度 任用職員	特別嘱託職員
30 名	2 名	8 名	2 名

西部児童相談所（所長 1 名）			
次長 1 名	家庭支援第一係長 1 名	係員 6 名	児童福祉司等 6 名
	家庭支援第二係長 1 名	係員 6 名	児童福祉司等 5 名 子育て相談員 1 名
	施設里親支援係長 1 名	係員 4 名	児童福祉司等 1 名 庶務事務 1 名 里親訪問支援員 1 名 受付事務補助 1 名
	虐待対応係長 1 名	係員 10 名	児童福祉司 5 名 保健師 1 名 子育て相談員 1 名 虐待対応スーパーバイザー 1 名 児童家庭相談アドバイザー 1 名 弁護士（特別嘱託） 1 名
	発達支援係長 1 名	係員 9 名	児童心理司 8 名 精神科医（特別嘱託） 1 名

(4) 児童相談所で把握している現状での問題点及び重点施策
(令和4年度監査資料(令和4年9月30日現在)より抜粋)

【問題点】	
①	児童虐待の主な虐待者を見ると、本来、児童を守るべき実父母が全体の84.5%を占めており、更なる児童虐待防止に係る啓発や子育て相談・子育て支援が必要となっている。また、個別のケースにおいて、児童の発達障害が一因となっている場合も多いことから、児童心理司と児童福祉司が連携して対応することが必要となっている。
②	子どもに係る相談支援の窓口は第一義的には市町村であるが、地域ネットワークによる児童を守る体制の構築や関係機関の連携の強化などにおいて、市町村での取り組み・対応には格差がある。
③	子どもに虐待をしている家庭では、多くの場合、親のいずれか、若しくは両親ともに精神疾患、薬物依存、DV等の様々な問題が内在しており、保護者自身が横暴で攻撃的な言動や身勝手な行動がみられる。 また、児童自身の問題として非行問題があるが、現在は暴力行為等の犯罪行為よりも、家庭内での暴力行為や不登校、家出などから警察が関与して通告となる事例が多い。いずれもゲーム、SNS依存などが問題の端緒となっている事例も見られるが、この背景には児童自身の発達障害なども一因となっている場合もあり、これらの問題解決に向けて児童福祉司の幅広い専門性の向上や児童心理司との連携が必要不可欠となっている。

【重点施策】	
①	児童虐待通告に対して迅速な初期対応を行い、事態の深刻化並びに再発の防止に努める。
②	市町村要保護児童対策地域協議会への積極的関与及び支援により市町村が相談支援の第一義的役割を担う機関であることの認識を高め、市町村との連携を強化する。
③	令和元年度に策定した「群馬県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託を積極的に推進するため、市町村の協力を得つつ、一般県民(各種団体の構成員)に対し里親制度の説明と里親体験談など啓発を行い、里親会と連携・協力して、里親サロンを開催し、登録里親の増加及び里親委託率の向上を図る。
④	障害の判定や相談における専門機関として、児童心理職員の分析能力の向上と合わせ、関係機関へのコンサルテーションスキルのレベルアップを図る。
⑤	令和7年度に高崎市児童相談所の設置が予定されており、現状の高崎市分の業務は高崎市へ業務移管となる。本年度(令和4年度)から高崎市との協議を開始しており、令和7年度でのスムーズな移管作業を実現する。

(5) 過去5年間の相談種別受付状況

(令和4年版事業概要(令和3年度事業実績)の表を監査人で一部加工)

(単位:件)

相談種別	養護		保健	障害			非行	育成	その他	合計
	虐待	その他		知的障害	発達障害	その他				
H29	238	255	7	714	70	74	67	129	60	1,614
H30	321	264	3	689	40	48	61	106	90	1,622
H31(R1)	435	324	7	737	43	69	63	124	213	2,015
R2	537	287	6	579	41	36	44	129	458	2,117
R3	392	325	0	806	65	72	60	135	482	2,337

中央児童相談所と同様であるが、養護(虐待を含む)、障害(知的障害)を中心に右肩上がりの状況となっている。

なお、直近3年間の所管区域の児童人口に対する相談割合は以下のとおりである。

	児童人口①	相談数計②	③ / ①
令和元年度	82千人	2,015件	2.5%
令和2年度	82千人	2,117件	2.6%
令和3年度	79千人	2,337件	3.0%

児童人口に対する相談件数の比率は上昇している。

2. 監査結果(指摘又は意見)

(1) 不要固定資産の処分について(指摘2)

保健所時代から県有資産として保有している資産(エックス線フィルム自動現像機など)が児童相談所としてもそのまま重要物品として台帳管理されているが児童相談所としては不要な資産と考えられる。

資産そのものも老朽化しており、管理コスト等も踏まえると廃棄することが望ましい。

(現状及び問題点)

西部児童相談所は従来、保健所として設置されていた場所をそのまま児童相談所として利用している。保健所時代から県有資産として保有している資産が児童相談所としてもそのまま重要物品として台帳管理されているが、以下は児童相談所としては不要な資産と考えられる。

物品名	取得年月	価格（千円）
エックス線フィルム自動現像機一式	平成 11 年 1 月 29 日	5,670
X 線直接撮影装置	平成 12 年 3 月 27 日	4,515
胸部 X 線直接撮影用オートチェンジャー	平成 14 年 2 月 5 日	3,255

上記資産は現在では使用されていない状況であるとともに今後の使用予定もないものであるため固定資産台帳に計上すべきものではないと考える。

（改善策）

資産そのものも老朽化しており、管理コスト等も踏まえると廃棄することが望ましい。

（2）高崎市との連携について（意見 36）

高崎市では令和 7 年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。

現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。

また、移設する場合にも利用者の利便性だけではなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。

（現状及び問題点）

高崎市では令和 7 年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。

現状、西部児童相談所は高崎市に設置されているが管轄区外に設置される意味は利用者側からは乏しい（有効性は低い）と考えられること及び現在の場所は高崎市の中心部にあるため人通りも多く利用者からは訪ねにくい場所にあると考えられる。

また、過年度の包括外部監査の意見でも述べた西部児童相談所の隣にある県有地については現状空き地であり、過去に入札による売却も検討したが不調に終わっている。

（改善策）

現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。

また、移設する場合にも利用者の利便性だけではなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。

(3) 児童福祉司配置基準の継続的な達成について（意見 37）

法令上で求められている児童福祉司の配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定であること、また現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことである。しかしながら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年で基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

令和3年度末（令和4年3月31日）での法令上で求められている児童福祉司及び児童心理司の配置基準上の必要人数と実際の人数は以下のとおりである。

	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
管轄人口	21人	18人	△3人	10人	7人	△3人
経過措置	15人	18人	3人	7人	7人	－人

児童福祉法等により児童福祉司の必要人数として設けられている経過措置基準（管轄人口4万人あたり1人）は満たしているものの、令和4年度から適用となる設置基準（原則基準である管轄人口3万人あたり1人）は満たしていない。なお、児童心理司については経過措置基準及び原則基準ともに満たしている状況である。

令和4年度途中（令和4年11月1日時点）における同基準での必要人数と実際の人
 数は以下のとおりである。

管轄人口	児童福祉司			児童心理司		
	法令基準	配置数	過不足	法令基準	配置数	過不足
556千人	21人	18人	△3人	10人	8人	△2人
経過措置	15人	18人	3人	7人	8人	1人

経過措置がなくなる本年度は、現状では児童福祉司の必要人数の法令基準を満たして
 いない状況である。

児童福祉司等の必要人数について法が設置基準を引き上げた（厳しくした）趣旨は、
 児童相談所へ寄せられる児童虐待相談を含め対応件数が年々増加していること及び全
 国的に子どもの命が奪われる重大事件が後を絶たないこと等の社会問題とそれに対す
 る社会のニーズに応えるため児童相談所の体制を強化することである。

にもかかわらず、原則基準を満たしていない状況が今後も続くようであれば、相談内
 容の複雑化や相談件数の増加に相談員（児童福祉司）の対応が追いつかず利用者（相談
 者）に対して十分な対応ができない可能性が高いと考えられる。

（改善策）

西部児童相談所では本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定、また
 現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3
 月31日時点）では児童福祉司の数が21名となる見込みとのことである。しかしなが
 ら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法
 の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不
 足であることは承知であるものの、福祉職採用の職員について、関係部局と協議し、採
 用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

以 上